

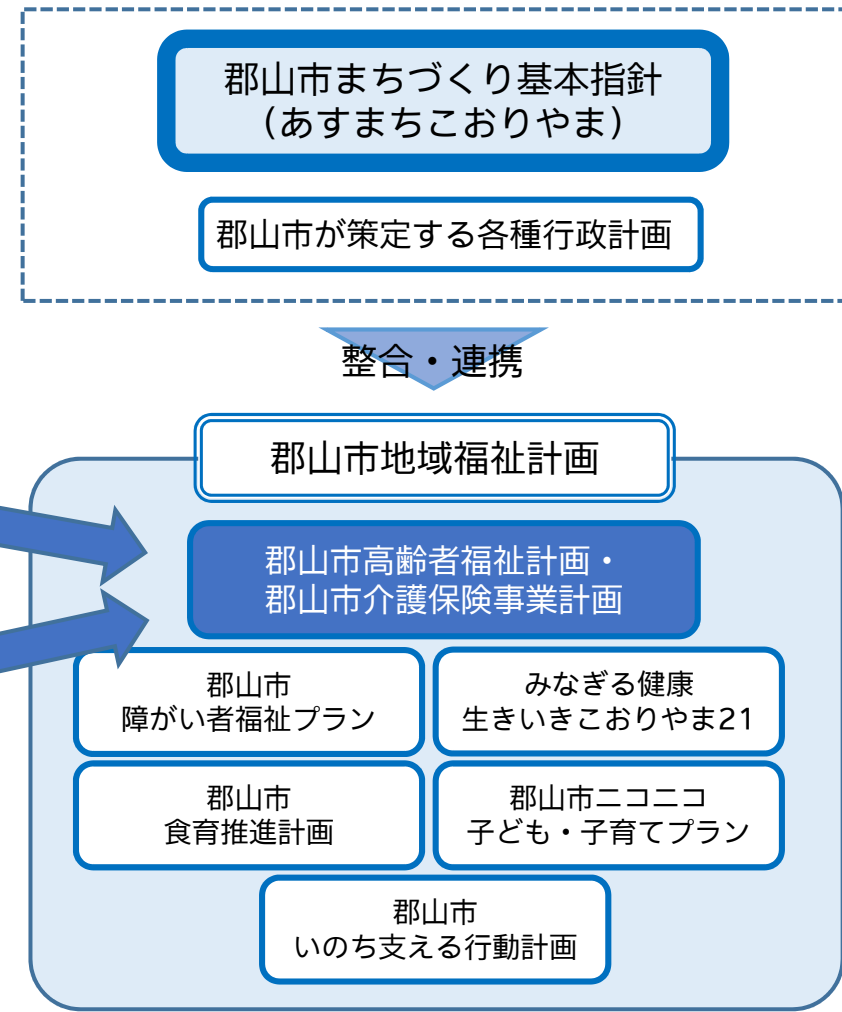
第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画の策定について

1. 計画の趣旨

- 団塊の世代が全員75歳以上となる2025年、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる。
- 健康寿命の延伸に努め、多様な知識と経験を持つ高齢者が社会の担い手として生きいき元気に活躍できる活力ある地域の実現を目指す。

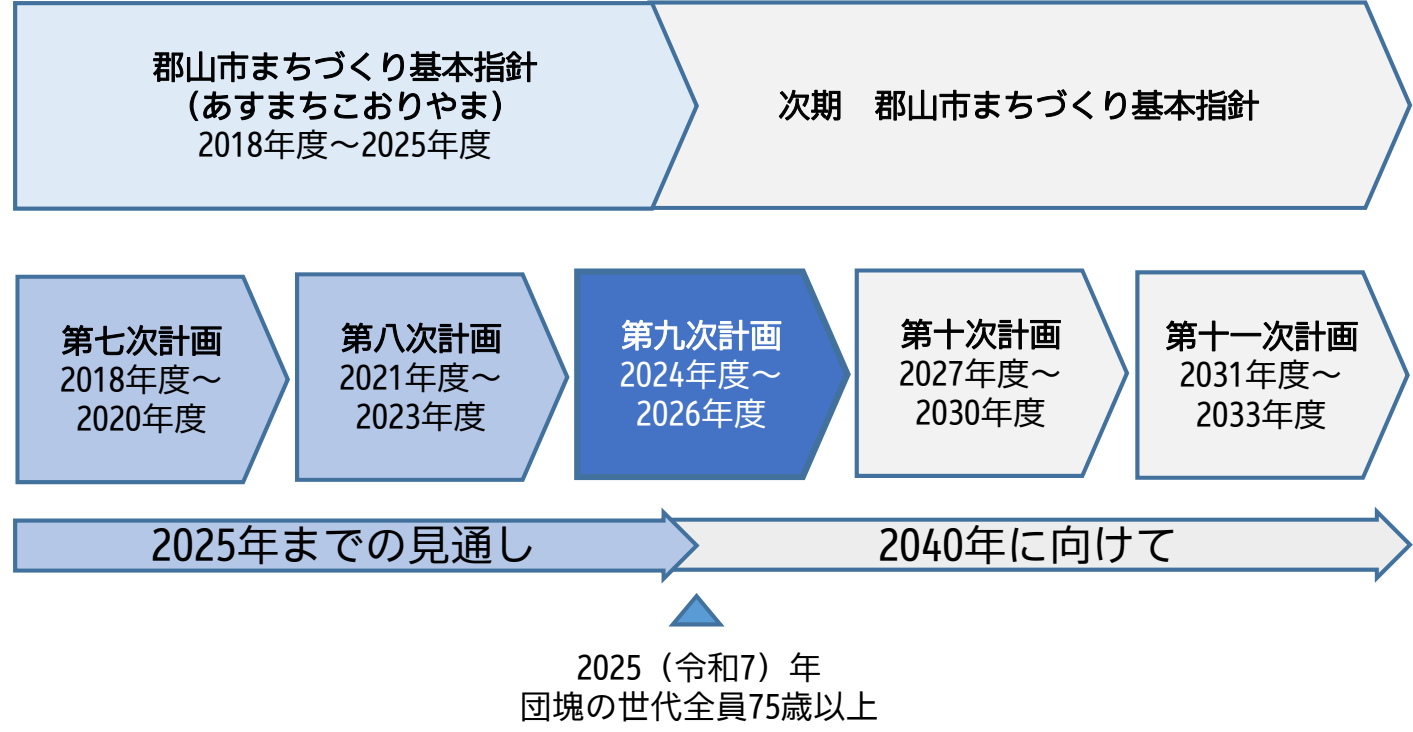
2. 計画の位置づけ

- 老人福祉法第20条の8の老人福祉計画、介護保険法第117条の介護保険事業計画を一体のものとして、3年を一期として策定する。
- 郡山市まちづくり基本指針、郡山市地域福祉計画の方針を踏まえつつ、各種関連計画との調和を図る。
- 介護保険事業の見込みにより計画期間内の介護保険料を算定する。



3. 計画期間

- 第九次計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とする。
- 団塊の世代のすべてが後期高齢者となる2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年に向けて、生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が増加していくことを見据え、長期的な視点に立った計画とする。



4. 計画の策定体制

- 住宅、交通、雇用をはじめとする関係部署による庁内検討会を設置し、施策に係る協議を行う。
- 保健・医療・福祉の専門分野の代表者などからなる「郡山市介護保険運営協議会」による計画内容についての検討を行う。
- 高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用状況などを把握するため、市民や高齢福祉関係事業者を対象に実施した各種調査の結果や地域ケア推進会議等による施策の検討を盛り込むなど、幅広い意見を計画に反映させる。

5. 国の「第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針」及び第八次計画における現状分析・課題等を踏まえた計画策定

◆第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針のポイント（案）

厚生労働省資料[社会保障審議会介護保険部会
(第107回)(R5.7.10開催)]より引用

【基本的考え方】

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- 高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント（案）】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・地域包括支援センターの業務負担の軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

現行計画に見直しポイントを反映

◆郡山市 第八次計画

計画の体系

基本理念

高齢者が安心して暮らせる笑顔があふれる地域共生のまち
～2025・2040年を見据えた高齢者施策の推進～

基本目標

高齢者が元気に暮らせる多様な地域づくり
高齢者とともに世代を超えて支えあう地域づくり
高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくり

基本方針

健康で生きがいを持ち生活できる環境の充実

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険サービスの充実・強化

施策の方向

健康づくりの推進

- 健康寿命延伸に向けた取組
- 生活習慣病予防の推進
- 歯と口腔の健康づくりの推進
- 感染症対策の推進

生きがい対策の充実

- 社会参加の促進
- 高齢者の就労対策
- 生涯学習等の支援

生活環境の充実

- 安全・安心な環境づくりの推進
- 高齢者の住まいの安定的な確保
- 高齢者施設の利用促進
- 民間団体との連携推進

相談・支援体制の充実

- 相談支援・情報提供の充実
- 日常生活を支える体制整備の推進
- 地域ケア会議の充実
- 高齢者の権利擁護
- 放射線に関する健康管理の推進

介護予防・生活支援の推進

- 介護予防の推進
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 生活支援の推進

認知症施策の推進

- 認知症高齢者等支援の推進
- 認知症の理解促進
- 認知症高齢者や家族への在宅生活支援

在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療・介護連携の推進

介護保険サービス提供体制の充実

- 介護サービス量の推移
- 介護保険サービス量の見込み
- 介護保険サービス基盤の整備
- 介護給付の適正化
- 介護人材の確保、資質向上及び業務の効率化
- 介護保険サービスの円滑な提供
- 地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの推進
- 介護現場における災害及び感染症に対する備え

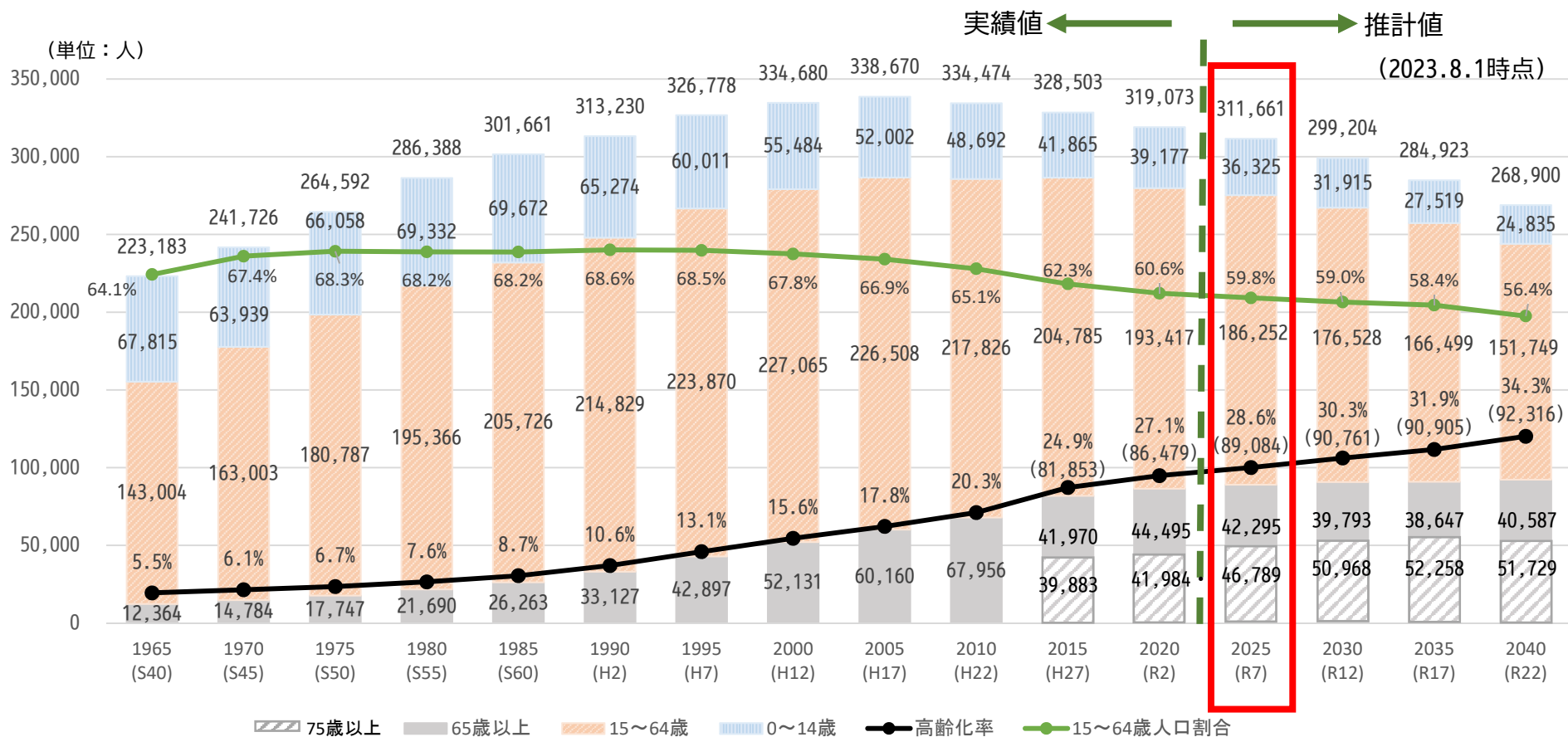
現状分析・課題の抽出

第九次計画の策定（現行課題・新たな課題等への対応）

(参考) 郡山市の高齢化の現状 —人口推移と高齢化率—

本市の高齢者人口（65歳以上）は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025(R7)年には約9万人と見込まれている。総人口は、2005(H17)年をピークに減少していくのに対し、高齢者人口は増加していき、2025(R7)年には高齢化率28.6%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(R22)年には34.3%となると推計される。

令和4年版厚生労働白書によると、全国における2020年以降5年ごとの人口増減率は、65歳以上の増加率の幅よりも、現役世代の減少率の方が大きくなっていくと推計されている。



※年齢不詳を含まないため、国勢調査の総人口とは一致しない。

【出典】1965(S40)～2020(R2)：「国勢調査」（各年10月1日時点）。2025(R7)～2040(R22)：「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」の策定作業にて住民基本台帳を基に推計（コーホート・センサス変化率法：2023.8.1時点）。